

第1章 総則

第1節 計画の目的と方針

第1項 計画の目的

苓北町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、苓北町防災会議が作成する計画であって、苓北町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって苓北町の地域にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的かつ計画的に実施することにより、防災対策に万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2項 計画の方針

1. 防災対策を実施するにあたって、次の3項目を基本として、各項目において、町、県、防災関係機関及び住民が一体となって最善の対策を講ずる。

特に、人的・経済的被害を軽減する、いわゆる減災対策の一層の充実を図る。

- (1) 周到かつ十分な災害予防
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

2. 町、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、その実施責任を明確にし、次の事項を基本とし、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図る。

- (1) 防災施設・設備の整備等の各種災害対策の促進
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 住民の防災意識の高揚、自主防災組織の強化
- (4) 町、県、防災関係機関及び住民間の防災情報の共有
- (5) 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の確立
- (6) 関係法令の遵守

3. 住民は、災害初期においては「自らの身の安全は、自らが守る。」を認識し、地域、職場等においてお互いに協力し合い、常日頃から、災害時を念頭においた防災対策を講ずるものとする。

第3項 計画の構成と内容

本計画は、町域に係る各種災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、被害とその対応策を体系化し、総合的な防災計画として構成した。なお、この計画は、「熊本県地域防災計画」と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は、「熊本県地域防災計画」に準ずるものとする。

また、本計画は各種災害に関して防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

第1項 実施責任

1. 町

町は防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努め、消防機関等の組織の整備並びに区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

2. 県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務または業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3. 指定地方行政機関

県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自らの防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性または公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2項 処理すべき事務または業務の大綱

1. 苓北町

- (1) 苓北町防災会議に関すること。
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。
- (3) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 防災に必要な物資及び機材の備蓄整備に関すること。
- (5) 防災思想の普及に関すること。
- (6) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (7) 災害発生への防御と被害拡大の防止に関すること。
- (8) 被災者に対する救護措置に関すること。
- (9) 災害時における文教、保健衛生に関すること。
- (10) 緊急輸送の確保に関すること。
- (11) 災害復旧の実施に関すること。

2. 熊本県

- (1) 熊本県防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務または業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (9) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。

3. 指定地方行政機関

- (1) 熊本海上保安部（天草海上保安署）
 - ① 海上の治安、警備及び救難対策に関すること。
- (2) 熊本県警察本部（天草警察署）
 - ① 災害時における治安・交通・通信等警察行政に係る対策に関すること。
- (3) 天草広域連合消防本部（苓北分署）
 - ① 火災予防等各種災害予防に関すること。
 - ② 水害、火災及び地震災害等の応急対策に関すること。
 - ③ 罹災者救出等被災者の救出保護に関すること。
- (4) 自衛隊（陸上自衛隊西部方面特科連隊）
 - ① 天災地変の際の、人命救助及び財産の保護に関すること。
 - ② 被害の発生または拡大の防止に関すること。

4. 指定公共機関

- (1) 郵便事業株式会社（苓北郵便局）
 - ① 郵便の運行確保対策、災害救助用物資、小包郵便物の料金免除等に関すること。
- (2) 西日本電信電話(株)（天草営業所）
 - ① 電信電話施設の保全、災害非常電話の調整対策に関すること。
- (3) 九州通信ネットワーク(株)
 - ① 電信電話施設の保全対策に関すること。
- (4) 九州電力(株)（天草営業所）
 - ① 電力施設の防災対策に関すること。

5. 指定地方公共機関

- (1) 苓北町建設業協会
 - ① 町内の危険箇所の点検に関すること。

②災害時における応急対策業務の協力に関すること。

(2) 熊本県医師・歯科医師会、天草郡市医師会

①被災者の応急対策に関すること。

6. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 苓北町消防団

①情報収集・伝達に関すること。

②災害等に係る警戒防ぎょ活動に関すること。

③避難誘導に関すること。

④消防・水防活動に関すること。

⑤被害者の救助・救出及び行方不明者の捜索に関すること。

(2) 苓北町農業協同組合

①農業関係の被害調査または協力に関すること。

②農産物の災害応急対策についての指導に関すること。

③被災農家に対する融資または斡旋、ならびに資材・肥料等の確保または斡旋に関すること。

④主要食料の需給対策に関すること。

(3) 天草漁業協同組合（苓北支所）

①漁業関係の被害調査または協力

②海産物の災害応急対策についての指導に関すること。

③被災漁家に対する融資または斡旋に関すること。

(4) 天草地域森林組合

①林業関係の被害調査または協力に関すること。

②林産物の災害応急対策についての指導に関すること。

(5) 苓北町商工会

①商工関係の被害調査また協力に関すること。

②被災商工業者に対する融資または斡旋に関すること。

③災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること。

④救助用物資・復旧資材の確保についての協力斡旋に関すること。

(6) 苓北町土地改良区・都呂々ダム事務所

①ダム水位調整等防災対策関連施設の被害調査または協力に関すること。

(7) 社会福祉協議会、苓北町区長会

①町が行う災害応急対策の協力に関すること。

②被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関すること。

(8) 自主防災組織

①町が行う災害応急対策の協力に関すること。

②情報伝達、区民の避難誘導に関すること。

③火災時の初期消火活動等に関すること。

第3節 苓北町の地勢と災害の特性

第1項 苓北町の地勢

本町は、天草の下島の西北端に位置し、北緯32度32分から32度25分まで、東経130度01分から130度07分まで至る東西9.76km、南北12.3kmで、東は天草市五和町、南は天草市天草町と接し、西は天草灘に望み、北は千々石灘に面している。

地形は起伏量200～400mの小起伏山地が町域の67%を占め、南東部の天草市天草町福連木境に天竺（538m）その北方に柱岳（517m）矢筈岳（480m）水の元（488m）を南北に連ねる稜線が天草灘と千々石灘に分かれている。この分水嶺から都呂々川、志岐川、年柄川、松原川等の諸河川がほぼ北西から南東方向の断層線に沿って天草灘、千々石灘に流れている。各河川とも谷幅が狭く流域が比較的急斜面で降雨の際の流出が速く地質の関係からA層の有機物の含有量も少なく耐水性に乏しい。このため樹木の育成条件としては、芳しくない状況にある。

また本町における年間平均気温は18.0℃で、年間最高気温は38.0℃、最低気温は-1.0℃となっている。降雨量は年間2000ミリ前後で近隣市町に比べて大差はない。

海岸線の延長は29.6kmで台風襲来の方向によっては恐るべき豪雨、出水、地滑り、高潮などの災害をもたらす。また、平成28年4月14日、16日に発生した熊本地震をはじめ、平成7年に発生した阪神大震災、平成23年に発生した東日本大震災では未曾有の大災害となり、本町においては、大きな活断層はないといわれているが、震度4（中震）の発生はあっており、地震についても警戒が必要であり、さらに、地震発生に伴う津波にも十分な警戒が必要である。

第2項 想定される災害

本町の気象災害を原因別にみると、主な災害は大雨による災害、台風による風水害、高潮による被害で、これらは6月から10月の間に多く発生している。

1. 梅雨による水害

本町の大雨は梅雨によるものが多く、6月から7月の平均降雨量は650ミリ前後である。昭和57年には6月だけで695.5ミリ、平成5年には8月に682.5ミリに達しており地盤が緩んだ上での豪雨によりこの時期に多くの水害が発生している。

また台風や前線によって、7月下旬から8月にかけてしばしば災害が発生しているので注意を必要とする。

2. 台風による災害

本町は、西は天草灘に、北は千々石灘に面しており、海岸線の延長は29.6kmで台風時の高潮による被害は大である。近年では、平成3年に台風17号、19号が相次いで通過し、風速50m以上の風を直接受け、家屋や農産物、樹木等に大きな被害を受け教訓となっている。

3. 地震及び津波による災害

本町においては、大きな活断層はないといわれているが、付近には布田川・日奈久断層帯、雲仙断層群などがあり、地震及び津波の発生が想定される。また東シナ海などは本格的な調査が行われておらず、大規模な地震が発生する可能性も有り、それに伴い津波の被害なども考えられるため警戒が必要である。

第4節 計画の修正と推進

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町的情勢を勘案して随時検討を加え、必要があるときは速やかにこれを修正するものとする。

また、各機関は、平素から調査、研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。